

規 則

埼玉県知事の資産等の公開に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第二十四号

埼玉県知事の資産等の公開に関する規則の一部を改正する規則

埼玉県知事の資産等の公開に関する規則（平成七年埼玉県規則第四百号）の一部を次のように改正する。

様式第一号から様式第五号までの規定中「㊟」を削る。

様式第六号中「㊟先」を「先」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。